

第3回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会次第

日時：令和7年2月20日（木）9：30～11：30

場所：滋賀県庁北新館 5－D会議室

1. 開会

2. 議事

（1）今後の検討の方向性について

3. 閉会

<配布資料>

- ・出席者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・配席図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ・滋賀県分収造林事業あり方検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・資料3
- ・第3回あり方検討会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

[9 時 3 0 分 開会]

1 開会

○ 琵琶湖環境部森林政策課長から開会の挨拶

2 議事

(事務局)

議長は、本検討会設置要綱第 5 条に基づき、会長に願います。

(議長)

承知した。本日お議事は 1 件。

・「今後の検討の方向性について」

事務局から説明を願います。

○ 事務局から資料の説明

(議長)

これから他の委員からのご意見をいただきたく思います。どなたかご意見はございませんか。

(委員)

県の責任については、何が論点になって、何を整理したいのか。

(事務局)

事務局で整理したこの 3 つの責任がこれでふさわしいのかどうか、適切なのかどうか。もしくは、何か抜けている視点がないか、といった点について、ご議論いただければと考えている。

(委員)

個人的に違和感はない。特に下流への責任というのが今後は重要になるのかなと思う。

(委員)

自然への責任の中に「県内に人工的に造林した約 2 万 h a」とあるが、既に不採算林として契約解除した分が含まれていると思うが、ここは、お返しした森林についても県としての責任を感じているということか。

(事務局)

過去の特定調停結果を踏まえ、これまで不採算林の解約を行ってきたが、これは、県の森林政策という

視点ではなく、公社の経済的再生を果たすための視点で行ってきたものと認識している。そのため、既に契約解除を行った不採算林に対しても、森林政策という観点から何らかの責任を果たしていくべきではないかと考え、2万 ha と記載したもの。

（委員）

事務局から説明のあった、現行の分収造林契約を満了までやりきらないという考えはその通りだと思う。今後のためになるのなら途中でやめても構わないと思う。一方で、全体を画一的に考えるのではなく、契約満了までやりきる価値のある森林と、やりきる価値のない森林に分けるという方法も想定できる。例えば、契約満了までやりきる時間的コストや費用的コストを考えた時に、県からお金を払ってでも分収造林契約を解消して、県有林化した方が良いという判断。もしくは、契約満了までそんなに残された期間もないので、契約満了までのコストを踏まえてもやりきるとか、そういった考えがあるか。

（事務局）

公社林の中でも採算の採れる山とそうでない山がある。大半がそうでない山だと思うが、採算が採れる山は現にあるので、この採算林を契約満了までやるという趣旨のご意見だと思う。ここを継続することはつまり分収造林事業を継続することになるので、収益が増える事業地を皆伐することによる収益増と公社という組織をそこまで維持するコスト増を比較して検討すべきだと思う。

（委員）

県としては、分収造林契約が残ること＝公社存続という認識ということか。

（事務局）

そのとおり。

（委員）

案2のデメリットに「市場への影響」とある。これは木材市場への影響のことだと思うが、木材市場を県内で考えているのか、それとももう少し大きい規模で例えば近隣府県も含めた市場を考えているのか。滋賀県の木材生産量が10万m³程度と記憶しているが、ここに占める公社材の割合が滋賀県だけで完結する影響なのか、お伺いしたい。

（事務局）

滋賀県の木材生産量は10万m³でそのうち公社材の割合は1割程度である。市場の1割を占めているという意味では大きな存在である。一方で、公社として1万m³出せるぐらい収益の出せる山はあるので、そこを森林組合に引き継ぐなど、色々な想定をしながら、次のステップを考えつつ対応を考えたい。公社をやめて森林をお返しすると、木材生産事業がその時点で止まってしまうので、できるだけ木材生産を続けながら滋賀県内の林業、木材産業に与える影響を勘案しながら進めていきたい。公社材は、県内の木材屋さんに行く分と県外の大型製材工場やベニヤ工場に流通する分に分かれる。県内の木材産業で考えれば、材を出せばどこかに売れるという状況なので、継続して続ける必要がある。

（委員）

分収造林事業は何らかの形でやめざるを得ないと思うが、法律関係として、金銭債権をどうするのか。これは特定調停やるとかそういうことになるだろうと思う。もう一つは、地権者との関係で、分収造林契約をどのように終了させるのか。もちろん地権者と協議の上、合意解除できるならそれが一番良いが、長年、分収する前提で続けてきたのに、一方的にこちらから契約を終了させることができるのか。

（事務局）

その点は法的な考え方について弁護士にご相談していきたい点ではある。

（委員）

分収割合の変更や契約期間の延長、今まで無理を言って契約者を振り回しておいて、いまさら契約の解除ができるのか。

（事務局）

公社の契約者が 2,000 名ほどおられる。期間延長、分収割合の変更協議を進める中でもまだ契約変更に合意していただけていない契約者はたくさんおられる。このように進めると、混乱される契約者もおられると思うので、丁寧に進めるべきだと思う。

（委員）

完全にどうしても採算が採れない事業地は分収造林契約の目的が果たせないので、契約解除で構わないと思うが、問題は、まだ収益が発生する見込みのある事業地について、事業継続不可能と言って返すことができるのか。極端な話、公社を破産させてしまえばそれで終わりと言えるだろうが、もう少し軟着陸を考えると、相当な苦労があるだろうと思う。

（議長）

2,000 名の契約者の内、どの程度が採算の採れる事業地の契約者になるのか。

（事務局）

今、公社でゾーニングを適宜進めてもらっているが、当初採算が採れると思われていた事業地でも実際は伐りに行けないという事業地も多いので、この区分けは時間をかけて丁寧に行いたい。

（委員）

森林組合に負担が集中とあるが、これはどういった負担を想定しているのか。

（事務局）

採算林にしても、不採算林にしても何か施業をすることになれば、現場作業員を抱えておられる森林組合にお願いすることになるだろうかと考えている。それが、仮に短期的に廃止となれば、短期間に過度な負担が組合側に集中してしまうのではないかと考えた。

（委員）

すぐに、伐採して収益を上げないといけないということではなく、いずれは、環境林整備、伐採による収益化をしていくことになろうかと思う。我々としても県内全森林を対象にやっていきたいという想いはある。もちろん、他にも林業経営体はおられるが。短期的に事業を廃止したとしても、すぐに組合に事業が集中するかと聞かれれば、そんなことはないのではないかと。主伐再造林をするにしても、不採算林の環境林整備をするにしても、10年スパンでの事業計画になるのだから、事業の廃止時期がどの程度であっても、組合に短期間に過度な負担が生じることはないのではないかと私は思う。仮に今公社を解散したからといって、来年全ての森林を伐採しないといけないわけではない。公社からの発注で1万㎡の木材生産をしているが、これは、公社を解散するとしても今後も同様に続けていくことになろうかと思う。

（事務局）

現在、公社が行っている事業についても、発注先は森林組合がほぼ全てなので、いずれにしても採算林を伐採するにしても、不採算林を環境林整備するにしても、担い手としては森林組合になるはずで、お願いしないといけないことは多々あろうかと思う。

（委員）

委員から分収造林契約の途中解約ができるのか、という問題提起をいただいたが、個人的なイメージとしては、事業地に木が生えている状態で県が公社林を買い取って県有林化するイメージ。今まで迷惑をかけてきた分について色を付けて買い取って途中解除する。木が生えた状態なので、これを一度に伐るとはげ山になり、木材の在庫を大量に抱えることになるから、県が公益的に少しずつ伐って生産量をコントロールするというイメージを考えていた。分収造林契約を県から金を払って買い取るというスキームは法律的には難しいのか。

（委員）

それは森林ではなくて土地を買うことになるから、地権者の合意がなければできない。そもそも県がそんなお金を出すのか、という課題もある。

（事務局）

発想としてはあると思う。採算林であれば立木の価値があるのでお金を払うに値するように思うが、不採算林は立木に価値を見出せないなので、土地代としての費用ということになる。

（委員）

買い取りについて、徳島県だと、公社の後継団体が分収林の買い取りを行っている。もちろん、これは公社にお金があるから行っていること。今は山林も、土地も、もちろん立木も非常に安いので、土地所有者との交渉に係るコストや県土全体から見た公的な森林面積の割合の低さを考えて、県有林化あるいは公社有林化によって、公的管理森林を増やしていくという考え方はあるのかなと。

(委員)

委員のおっしゃったような手法を県と市の連携でできないものかと考えている。兵庫県佐用町が1㎡10円で全ての民有林を買い取ることをしている。「そんなことできるんですか？」と町長に尋ねると、佐用町の森林全部買っても5億円だという話だった。公社林2万ヘクタールなら20億円になる。このまま公社を存続させるコストとほぼ同じだと思う。滋賀県内の森林ならば200億円で買えてしまう。実際には、そんな値段で売ってくれるのか、という問題はあるが。このあたりを市町とどのように話ができて、その原資をどう分担していくのか、森林経営管理制度に基づけば本来的には市町が管理すべきものをどのように管理していくのか、その財源こそが森林環境譲与税だと思う。この点を県と市町で歩調を合わせることができれば、結論としては一番簡単ではないかなと考えている。

(事務局)

佐用町へは視察に行った。滋賀県として、水源林の管理を、責任をもって今後もしていくということを考えると、市町に丸投げでは現状難しいのではないかと考えて、一つ的手段として県有林化という案も考えている。

(委員)

たまたまだが、佐用町の町長が佐用町森林組合の組合長をしている。そんなこともあって、佐用町の中では上手くやっているよう。

(委員)

県有林化の発想は、分収造林であれどんな林業であれ、誰がどうやっても赤字になるという前提なので、赤字額を少しでも小さくしたい。費用をトータルコントロールする一つの方法として、面積の大きい公有林を滋賀県が持ち、個々のメンテナンスを滋賀県が単独でできるという手法。ただし、将来のコストが最もかからない方法として公有林化という手法を提案した。

(委員)

県と市町の連携による管理について、資料でいえば9ページに記載がある。ここが一番の大問題で、私も市長会を代表して委員をしているので、市長会で議論しないといけないと思っている。将来の森林のあり方、管理のあり方を含めて、市町でかなりの負担が生じるのではないかな。一方で社会的機能の維持という点では、必要な議論なので、市長会全体で議論の必要があると考えている。今回のあり方検討会の内容で、一度市長会へ提案しようかと考えている。

資料で示している3つの案を比較した際に、どこが一番違うのかを考えると、採算林の伐採の責任をどこが負うのかという点だと思う。案1も案2も森林組合、案3なら公社が責任を持つということかと思うがどうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりで、案1なら森林組合、案3なら造林公社が採算林の伐採責任を負うようなイメージで考えている。案2については、例えば、10年先の分収造林事業収束を見据え、公社としての事業

量を徐々に減少させながら、伐採事業を徐々に森林組合へ引き継いでいくようなイメージを想定している。

今後の森林整備を考えるにあたって、県と市町の連携は非常に大切だと考えており、積極的に検討していきたいと思っている。なので、浅見委員から提案のありました市長会や町村会、もしくは首長会議へ付議するようなことも検討している。

（委員）

この問題は大きな問題なので、森林の意義だけではなく、水源の確保、防災の観点と関わるので、県として大きな会議でもこの問題を取り上げていただき、議論いただきたい。

（委員）

地権者の目線から見ると、案1は立木の収益が全て所有者のものになるのに対して、案3であれば公社と9：1の分収になる。地権者は案1であれば所有する立木に採算性があると判断すれば、自らのタイミングで森林組合に施業をお願いできる。それが短期的なのか、中長期的なのかという違いはある。採算林の場合には、案1の方が地権者にとってメリットがあるのではないかな。

（事務局）

案3については、公社で伐採を行うことになるので、分収造林契約の継続が前提になる。そうすると、伐採収益は契約に基づき9：1で分収することになり、公社の取り分で債務弁済を行うことになる。一方で案1は、分収造林契約を解除し、公社としての地上権と所有権を放棄することになるので、立木の所有権は100%所有者ということになる。採算林については、所有者と森林組合が直接施業契約を行い、伐採していくことになろうと思うが、森林組合でどのような契約を行っているのか承知していないので、推測になるが、直接の契約を行うことで、所有者は分収造林契約での1割を超える収益をもらうことも場合によっては可能ではないかと考えている。なので、採算林については、案1であれば所有者にもメリットのある話ではないか、というご指摘については、そのとおり。

（委員）

採算林の地権者にとっては、案1が選択されれば、市場原理に基づき、最も収益が上がるタイミングや手法を選択すればメリットのある所有者も中にはおられるということだと理解した。

（会長）

第1回、第2回のときにも、森林を返された後に所有者が森林経営していけるのか、意欲があるのかという懸念点が出ていた。採算林であっても、施業をしたいという人もいるが、他方で戻されても困ると考える人もいるはずである。そのあたりをどのように対応していくのか、という課題も残ることになる。

（委員）

今の想定は、短期で事業を廃止する場合には、木はそのまま所有者に返すということか。地権者はそれでいいのかもしれないが、その分は滋賀県や兵庫県といった債権者が損をすることになる。こういった

手法は、両債権者の同意がなければできないのではないかと。また、伐採すれば収益の生じる可能性のある森林を放棄することが自治体財政の仕組みとして可能なのか。

（事務局）

一点目の債権者が損をするという点について、この点をご指摘のとおりなので、仮にこの手法を選択するのであれば、債権者の同意は必要だと認識している。

二点目の自治体として将来の収益を放棄できるのかという点について、そもそもこの検討会の発端となったのは、公社を存続させるために県が負担している2億円が不経済だということだったと認識している。実際に、毎年度約2億円の運営費と事業費を負担し、返済される債権はおよそ6,000万円程度ということで、収支がつり合っていない状況。この2億円の負担が無ければ公社として採算林を伐採することはできず、収益も発生させられない。将来の伐採収益を放棄する反面、県財政としての将来負担を減らすこともできるということだと理解しているので、これらを天秤にかけて、どちらが得なのかということだと思うので、こういった手法が一概にダメとは言えないのではないかと。

（委員）

分収林を県が買い取り、伐るタイミングも県が決めるという案4もあるんじゃないかと思う。

（委員）

④県組織に吸収について、これまでに色々な府県で公社解散をされていると思うが、こういった対応を取っている府県の多くは、県行造林事業に力を入れていたり、そもそも県有林を持って公有林経営を行っていたりする自治体だと記憶している。滋賀県の県行造林や県有林の状況についてお伺いしたい。

（事務局）

滋賀県には約5,000ヘクタールの県営林、県有林がある。県有林は約450ヘクタール、県営林が約4,400ヘクタールあり、公社林と同じく分収造林事業を行っている状況。年間、約20～30ヘクタールの搬出間伐を行い、出た収益を分収している。搬出間伐をメインに行っているため、保育間伐はあまりしていない。県有林は、寄付受けや記念事業が多く、県営林については、拡大造林期に始まった事業地も多い。

（議長）

もしも県有林ということになれば、それなりの担当者を置かなければいけないのではないかと。

（事務局）

そのとおり。県営林の場合には、各県営林、県有林に管理人がいて現場の巡視を行い、何かあれば県へ報告していただくシステムになっている。管理人も高齢化の傾向で、また後継者問題も起こり始めており、管理人が確保できていない県有林、県営林もある。こういった中で、獣害等の安全面にも課題があると思っており、県としては、人工衛星を活用し、山の変化を定期的にモニタリングする手法を来年度から導入することで予定している。

(議長)

参考までに 5,000 ヘクタールで何人の管理者がいるのか。

(事務局)

県営林、県有林合わせて 95 事業地で 90 人前後の状況。

(委員)

③で新たな役割というのは具体的にどういったものを想像しているのか。

(事務局)

資料では抽象的に書いているが、後の論点にもつながる話として、分収造林事業の後の森林整備を考える中で、新たな役割を見いだせないかと考えている。その役割は森林整備なのか、森林管理なのか、対象は公社林なのか、県内全森林なのか、現時点で決まったことはないが、何らかの役割を新たに与え存続していただくようなイメージ。ただし、この点については、他の論点ともつながっているのも、もしも選択するのであれば、さらに深堀が必要と考えている。また、資料にも記載のとおり、デメリットで、新たな役割の担い手として公社がふさわしいのか、という課題はあると思っている。

(委員)

実際に、新たな役割を担わせて公社を存続している事例はあるのか。

(事務局)

これまでに林業公社を解散した自治体では、新たな役割を担わせているところはない。公社は解散し、残務については、県が直営か森林組合に委託という手法が多い。一方で、公社をまだ存続させている自治体では、分収造林事業の他に、こういった新たな役割を担わせているところはある。

(委員)

徳島公社は特殊で、現在は森林づくり機構という名前で存続しているが、公社組織と緑の募金の組織が一緒になっていて、債務も残っているが、県が平成 90 年までの長期分割弁済計画を作ってやっている。業務としては、機構有林の取得と皆伐を行っている。また併せて木材流通の仕事もしている。企業の森活動や森林管理の受委託事業、林業労働者の教育もやっている。別組織で森林バンクという、市町村の意向調査の結果、不採算林で管理できないと判断された森林の管理を行っている団体もある。

(委員)

個人的には、案 3 もしくは案 4 で揺れている。元々、あり方検討会が始まった発端としては、公社が出している損失がどんどん膨れ上がってしまったという実態があって、公社の損失が膨らむ状況を県側でコントロールしきれていなかった、モニタリングしきれていなかったという問題点だったと思う。なので、今後も県と公社で組織を分けておくということに非常に不安を感じている。将来にまた同じようなことが起こるのではないかと。なので、県組織に吸収する方がベターではないかと思っている。県組織に吸

収する場合に、機動性や柔軟性が低下するとあるが、ここは具体的にはどういうことなのか。

（事務局）

懸念点としては、予算の問題を考えている。公社であれば理事会で議決できれば自由に事業実施可能だが、県では財政部局の査定もあり、そう上手くは行かない。また、意思決定についても県の意思決定よりも公社の方が柔軟ではないかと考えている。

（委員）

徳島県で公社を残している理由の一つに、公有林化政策をすすめるにあたって、土地を買いたい、取得したいとなったときに、県では非常に時間がかかってしまう。土地取引は生ものなので、良い土地があったときにすぐに民一民で取引ができるという利点がある。

（議長）

北海道や山梨県では道有林経営、県有林経営を進める部署があり専門的に進めていると聞いている。なので、ある程度規模感が大きくなればそういった専門部署を置くことになるのではないと思う。私の教え子が山梨県の出先にある県有林課にいますが、境界周辺のことを他の地主との関係を含めて、様々な対応をしていると聞く。

（委員）

皆さんの話を聞いて③でもいいなあと考えたが、その場合には、県が公社、もしくは公社に続く組織を残すことになるので、モニタリング機能を強化した上で残してほしい強く思う。

（委員）

公社の方が、意思決定が早く、県の場合には遅いというのはもろ刃の刃みたいなので、ここまで公社がこういう状況になったのは、せっかく植えて育ったのに間伐しなくてどうする、枝打ちしなくてどうする、という公社のアクセルが暴走して、県のブレーキが利かなかったという問題も確かにあると思う。それが採算林と言われる山ならそれでいいのだが、不採算林と呼ばれる森林にもお金をつぎ込んでいったという過去の経緯がある。だから、意思決定が早いというのはメリット、デメリット両面あるのではないかと、特に造林公社については思うところがある。琵琶湖森林づくり県民税は公社に活用しているのか。

（事務局）

最初に琵琶湖森林づくり県民税ができる過程において、それぞれの管理主体がいる森林には既存の予算で対応し、新たに課題となった琵琶湖森林づくり県民税は、環境と協働という2枚看板でやっているが、環境を意識した森林づくり、協働を意識した森林づくりについて、新たな負担をいただくという整理をしている。公社林については、公社が管理主体として存在しているので活用しないという整理にしていた。しかしながら、環境林整備については奥地で公益的な森林整備でもあるので、公社林であっても県民税を使ってもよいということで審議会からも答申をもらっている。

（委員）

公社林が県有林あるいは市町村有林となれば以後の保育管理等については、県民税が当たるということか。現状、他の事業でも、「これホンマに県民税の事業か？」というような事業もあると思うので、今後はこっちへシフトしていくという方向性も良いのではないか。この使途であれば、県民税に対する県民の理解も得やすいのではないか。

（議長）

山梨県有林では、FSC 森林認証をいち早く取得して経営されており、生産されたカラマツ材を例えばコンビニエンスストアの店舗木造化の構造材として活用している。あるいは、大手デベロッパーがマンションのエントランスで内装木質化をするところで山梨県有林の FSC 認証材を使用している。森林認証材が足りないから山梨県有林に相談したという経緯がある。この例のように、まとまることによって事業者側と上手くつながって、ビジネスに展開していく可能性もあることはある。これは、県がまとまって所有していることのメリットの一つでもある。これは、県で意思決定が完結していることのメリットでもある。

（委員）

公社を県と別の組織として残すと現場の論理で走ってしまうということがある。これは、県のモニタリングや公社自身のモニタリングでコントロールされるべきはずの問題点だったかと思うが、それが上手く機能しなかったとすれば、今後はどうすればいいと思うか。

（委員）

過去の話はしょうがなかったかなと思う。

（事務局）

そういう状況で債務が 1,000 億円を超え、特定調停を経て経済的再生を果たした経過がある。この経過の反省を踏まえて、公社に関与するための関与条例を制定し、長期経営計画、中期経営改善計画、事業の 1 年間の評価を行い、県議会へも報告を行うことで、モニタリングの強化を図ってきた。その部分は、特定調停以後については、相当程度強いモニタリングができていると思う。

（委員）

それは、お言葉を返すようだが、その制度になったけれども公社がここまでの状況になるまで気づかなかった、問題視してこなかったのではないか。

（事務局）

内部的には問題視はしてきたが、ここまで動いてこなかったのは事実。今回の問題については、公社の問題というよりは、社会経済情勢の変化を主とする外部要因が原因でこういった状況になったと理解しているので、この部分を踏まえてモニタリングをしている。

(委員)

私が懸念しているのは、今までのやり方と同じだと、公社を残したとしても同じような結果になるのではないかという懸念。

(委員)

私も③か④で何らかの管理する形は残さないといけなく感じている。鹿児島も含めて山を買う動きに関わることが多いが、山主の情報が何もない状況が苦しく、地籍調査が終わっていきやがなかろうが、例えば、森林整備センターによる水源林管理なり、林業公社なり、どこかが管理さえしていれば環境林整備であっても何らかの手の出しようはある。管理している情報が全くないという状況が一番苦しいので、存続組織があった方がいい。その際、採算林を不採算林と同時に扱うというのが難しい。今までの公社に関わる色んな判断を歪ませてきた一つの要因ではないか。「木を伐って債務を弁済しなければならない」という意識が強く、そこはやめられないということがずっと続いてきたのではないか。環境林だけに絞った場合の③、④の組織というのがあり得るのかと考えたときに、④県組織に吸収案のデメリットの中に、機動性や柔軟性の低下とあるが、環境林整備だけを考えたときに迅速な判断が必要なのか。当然、災害が起これば迅速な判断が求められるが、木材生産のような材価がどうとかいう緊急性が求められないとすれば、そこはデメリットにならないのではないか。環境林に特化した組織を考えると、100%の整備というのは現実的にできないかもしれないが、検討の時間軸はかなり変わってくるのではないか。例えば、森林整備は森林組合にお願いするとか、後継組織を設置したとしても現場作業班を持つとか、林業機械をどうするとか、色んな考え方がありうる。民間の山持会社にいたときは、1,000ヘクタールに対して1人は管理人がいるという感覚で番頭が3～4人は必要だった。直営班的な伐採作業は無しという組織になる。一人当たり人件費を500万円、管理費込みで仮に1,000万円としても2万ヘクタールで2億円なので、現状と負担感は変わらない。環境林的な管理に特化した組織にして、切り捨て間伐や保育間伐、風倒木伐採は森林組合等をお願いして、極端に管理に特化する場合には、県組織に吸収したとしても、機動性や柔軟性の低下はあまりデメリットにならないのではないか。その際に採算林の取り扱いをどのように考えていくのか、この資料上ではどのように考えたのか、事務局にお伺いしたい。

(事務局)

ご指摘のとおり、③新たな役割を与え存続、④県組織に吸収については、採算林については所有者にお返し、森林組合と所有者の関係で伐採してもらうことを想定していた。なので、新たな役割というのは、採算林をどうするかという視点ではなく、不採算林をどうするのか、という視点での役割を想定している。

(委員)

不採算林、つまり環境林を前提にすると、従前から議論している公益的機能をどこが担うのかという点が問題になる。③、④を考えたときに、機動性や柔軟性も大事だが、安定的な管理、安定的な政策決定、環境価値を考え、全体を俯瞰したときにどういった政策決定をしていくのか、という点が重要になるのではないか。不採算林を考えれば、④県組織に吸収ではないかと思う。どの案にも個別の難点はあるかと思うが、前回、前々回に話題となっていた、公益的機能を中心とした新しい森林整備を考えるのであれ

ば、④県組織に吸収を中心に検討していくべきではないかと思う。この点は本当に大事な点なので、市長会や町村会、首長会議で議論していきたい。

（議長）

かなり方向性がでてきたように思う。今後は、採算林、不採算林のゾーニングをしっかりと、それを地権者がどのように受け止めるのか、このあたりの整理が必要になるのではないかと思う。

（委員）

債権者はどのくらいいるのか。

（事務局）

債権者は、滋賀県と兵庫県の二者になる。

（委員）

債権者が少ないので、合意を得ることはそんなに難しくないのではないかと思う。特定調停をするという考え方もあってよいと思う。事務局としても債権者が少ないので、任意協議で何らかの合意を得ることは可能だと理解しているのか。

（事務局）

そのとおり。

（委員）

仮に③破産整理を行う場合にも、分収造林地の現金化は行わないという理解で良いか。

（事務局）

公社で保有している分収造林地は、分収造林契約に基づく地上権と地上権に基づく所有権でしかないので、現実的に売却、現金化できないのではないかと考えている。

（委員）

買い取るという方式も取らないということか。

（委員）

最終的には分収造林契約を解除して、地上権を放棄して、立木の所有権も放棄するということを想定されている。それをタダで返すのか、それとも解決金という形でいくら払ってでも解除するのかという意味。

（委員）

経営管理制度の進捗状況が低い原因は何か、意向調査の中で森林を手放してもよいと回答している人

がどの程度いるのか。滋賀県の林業職員の採用状況はどうか。岩手県でも採用にかなり苦労している状況で、正規採用が今後も順調に進む見込みがあるのか、教えてもらいたい。

（事務局）

市町の経営管理制度について、専門職員がいないこと、意向調査実施にあたっての不安、マンパワー不足ということもあり、市町の中でやろうとしたときに、専門職員がいない弊害から実施にたどり着かないケースが多い。現在の意向調査の内容が、自分で管理したいか、市町に任せたいか、という選択肢になっている。全国的な傾向と同様に3割程度の方が市町にお願いしたいという意向状況。

2点目の採用状況について、どの府県でも状況は同じだと思うが、非常に苦労している。定数を確保したいが、受験者数が少ないという状況になっている。今年も一度の採用試験では定数が埋まらなかったもので、特別募集を行い、それでも埋まらないのでさらに特別募集を行っている状況。林業だけではなく、土木とか土地改良とか、技術系の公務員でも人出不足の実態はあり、何とか人を確保するために採用試験の創意工夫を行っている。

（議長）

意向調査実施率が低い原因としてマンパワー不足を挙げられていたが、全国的には、いくつかの自治体が連携して情報共有をしたり運用をしたりとか、あるいは県が支援のための外郭団体を設置したりという対応があるが、滋賀県ではどのような対応をしているのか。

（事務局）

滋賀県では、市町が組織する森林整備協議会を作り、市町間、県からの情報共有をしている。林業協会に1名の森林アドバイザーを設置し個別に市町に入ってアドバイスしたり、各事務所の林業普及員が側面支援したりするような体制で制度創設から進めてきたが、なかなか、市町職員にも異動があり、ノウハウの継承が難しい状況。

（委員）

個人的には、不採算林を滋賀県が積極的に買い取って県有林化して、滋賀県が責任をもって管理していくスタイルが理想かなと思う。9ページに県と市町の広域連携と書いているが、個人的には県単独での管理の方がいいと思っている。水道でも県による広域化が行われているが、結局、各市町の利害が一致せずに、足並みが乱れるケースが見受けられる。こういったこともあり、森林についても県単独での管理が望ましいのではないかなと思う。

（委員）

一度広く議論してみたい点ではある。先ほどの職員の問題について、市町には林業専門の職員というのはほとんどいないので、実際に県にお願いしないといけないことというのは多々ある状況。地籍調査にしても県の協力がなければ実際には進まない。県と市の役割を考えたときに、市町の体制はかなり脆弱だという点についてはご理解いただきたい。将来的にどうかという懸念は確かにある。これだけ災害も多い時代なので、当然、県と市町が協力はしないといけないが、機械的な連携になるなら避けた方が良

いという委員のご意見もよく分かるので、この点については、やはり、一度、県と市町で議論の場を設けた方がいいと思う。

(委員)

県や市町の体制づくりについて考える際には、具体的な体制をイメージしながら考えてほしい。例えば今回の議論の中でも、誰が伐採をするのかとか、誰が管理をするのかという点が見えていない中で、形だけが決まるというのは良くないため、人材育成の話は是非織り込んでいただきたい。情報提供レベルになるが、奈良県フォレストアカデミーという林業大学校では、奈良県が森林管理に特化した森林管理職（上級職ではない）を県職員として採用して、2年間林業大学校で学んだあとに、県から市町村に出向させるという仕組みを作っている。基本的には、異動なしで永久出向だが、市町の役場の中に在籍して市町と一緒に動く県職員である。給与等の財源については、県と市町が森林環境譲与税から工面していると聞いている。公務員は異動してしまうので、情報やノウハウが残らない。森林組合が地域で施業することで管理情報を残す役割を果たしている。今回、環境林整備に特化したとしても、そういった体制を上から降ろして、それに応じた人材育成体制を作ることも検討していただきたい。

(議長)

奈良県では実際に、何人の職員を派遣されているのか。

(委員)

今3期目で、奈良県の22市町村に対して、1年目に6人、2年目に3人、3年目に5人という形で毎年採用はできている。奈良県でも普通の林業職員の方は採用に苦戦していると聞くと、森林管理職については異動がないので、そこに特化して技術的な仕事がやりたいという人が意外と社会人経験者で入ってくる。元々市町村の職員をしていた人が辞めて技術を身に付けて腰を据えた仕事がしたいですということで受検に来る方が結構いる。今のところ、14名はこの3年で採用し市町に派遣している。今後も22市町村すべてに派遣することを目指している。もちろん、受ける側の市町村の意向がないといけませんが、1市町村1人と限った話ではないので、必要なら2人、3人と派遣していくことになるので、今後も採用していくことになる。

(事務局)

本日欠席されている委員からコメントを預かっていますので、代読します。

造林公社が果たしてきた役割というのは、県全体への効果に留まらず、森林所有者に対しても大きいものだと感じている。造林公社があったから県の林業がここまで来られたとか、今の琵琶湖がある、と言ってもいいぐらいの成果と役割があったと思う。

もしも県内の森林で災害が起これば50億円から60億円もの被害が出る。これを造林公社が森林管理をしてくれているおかげで結果として、ここまで大きな災害が発生しないでいる。仮に、残債権額188億円の全額を債権放棄することになったとしても、これは十分な公共投資であったと理解できるのではないか。

資料5ページで分収造林事業の将来的な廃止には賛成するが、廃止時期は案2の中長期的な収束のよ

うなソフトランディングがいいのではないか。

資料10 ページ目の今後のあり方の方向性について、私は、案2か案3か両案の中間案を想定している。今回示されたこの4案の中から選択するということではないと思うので、今回の議論を踏まえて、適切にご判断いただきたい。

(委員)

案1～4の中に県の管理がないように思うが、この点についてはどういうお考えか。この資料でもって市長会等への説明を考えているので、できれば資料の修正をお願いしたい。

(事務局)

ご指摘のとおり、県の管理という選択肢が抜けている。県の管理が抜けている点について特段の考えはないので、事務局で資料を修正して再共有させていただければと思う。

(委員)

森林整備をどう考えるかという観点の中で、採算林と不採算林に区別する必要があるのか。例えば、県が買い取って県有林化するのであれば、県が立木価格の判断をするのみで、採算林ならその立木価格を上乗せし、不採算林なら上乗せせずに土地代だけということかなと思うので、採算林、不採算林を分けて考える必要があるのか。逆に、分けてしまうと、県と市町で公的管理するのだとしても、地主さんは同じで、意向が明確にならないとどういった管理をしていいのかが分からない。その時に同じ話をしないといけなくなる。要は、今後も森林整備を続けていくためのスキームをどう考えるのかというだけの話ではないのか。実際に現場で作業をするのは、採算林であれ、不採算林であれ森林組合なので、どちらにせよここを区別する必要はないのかなと思う。

(事務局)

そもそも分収造林事業をどうするのかという視点で始めた検討である。分収造林事業を今後も継続しようとするのと債務の弁済ができないので、ここで一つ区切りをつけよう。分収造林事業をここでやめようとする、採算林は収益が出る山なのだが、所有者へお返しすることになる。我々としては、公社が造成してきた森林のうち、不採算林をなんとか管理していこうという視点に立っているので、採算林についてはお返しして、経済循環の中で管理していけるだろう。不採算林は返してしまうと放っておかれるだろうという判断で、放っておかれてしまう部分を管理していこうという発想で、こういった資料の区分となっている。委員のおっしゃることも分かるので、再度整理したい。

(委員)

資料の書き方に問題がある。森林所有者と経営管理者と施業者の3つが整理されていないのではないかと。委員のご指摘のように施業は森林組合が採算林も不採算林もするというのであれば、今回の件は、所有と経営管理をこれまでは公社が両方やっている、儲かる・儲からないという話が行ったり来たりしているのではないかと。所有と経営管理と施業者の3点をしっかりと分けて、所有と経営管理をどういった体制で行うのか、県なのか、市町なのか、ということだと思う。所有、経営管理、森林整

備の施業を分類して議論すべきである。

（委員）

議論の方向性としては公社解散の方向性に行くと思うので、私はあえて公社を残していただきたいというか、公社の財産をしっかりと引き継いでいただきたいという立場で発言する。まず一つは、分収造林事業収入以外で頑張っている、Ｊ－クレジットや企業の森活動のノウハウについてどこかで受け継いでいただきたい。２つ目は、公社が持っている森林所有者情報は正に意向調査と同等の情報だと思うので、この情報を上手く意向調査と組み合わせて、所有者の意向を統合し、公有林化、公社有林化という方向性に繋げていっていただきたい。管理できない、相続できないという事情を抱える土地所有者が非常に多いと思うので、公有林の体制を整えていくことが大切だと思う。それが、県になるのか、公社になるのかという点については、今後、森林審議会でも議論されていくものと思う。

（委員）

所有者と経営管理をどうするかという視点が大事という意見はそのとおりだと思う。私は、採算林については所有者ないしは森林組合へお返しし、その人たちの知恵やインセンティブが働く形の方がいいかなと思う。市の立場で色々な事業を見ていると、行政の立場で何でも抱えることが難しい時代になってきたと感じる。まだ収益性があって民間で経営可能なのであれば任せていかないと、自治体経営はどんどん苦しくなる。なので、採算林は、民間にお任せし、自治体は公益的機能を守るための環境林、不採算林の管理に特化するという方向性の方が良いかなと思う。この点については、市長会や首長会議でも議論したい。

（委員）

今の状況で公社が存続していくことはまず不可能だろうと、間違いないだろうと思う。そこでどういう返し方をするのか、森林の所有のあり方、経営のあり方、管理のあり方をどう考えるのか、それが将来的にずっと森林整備を続けていただけることを担保できるのか、という点が一番大事だと思う。全てを県有林や市町村有林にするというのは現実的ではないので、経営管理制度をいかに有効に使えるのかという点にかかってくるのではないかな。その費用負担を県と市町がどこまでできるのか、県と市町の広域連携という言葉で書いているが、これをどこまで進められるのかという点が今後の検討の中で最も重要なことだと思う。この担保があるからこそ、森林組合での業務が続いていく。琵琶湖森林づくり県民税や森林環境譲与税を上手く充当していただきたい。

（委員）

案２と案３の間ぐらいかなというイメージである。個人的には、分収造林事業は不採算林の解除をどんどん進め、県有林化していくという考え方なので、分収造林事業は中長期的に収束させていくべきだと考えている。木は県が買い取ることになるので、木を伐る時期はさほど問題ではないのかなと思う。公社組織については、県有林化する段階では、ある程度の機動性が必要なので、その限りで公社が存続し、ある程度県有林化のメドが立った時には、県組織に吸収しても問題ないのではないかなと思う。森林整備については、採算林はお返しして、不採算林は県が管理するスタンス。これは全部が全部県が抱える訳に

はいかないという視点もあるし、県有林化を一気に進めてしまうと、自分で管理できない森林所有者が殺到してしまう懸念もあるので、県側から見て長期的に放置されるリスクが高かろうという不採算林のみを買うというスタンスであるべきだと思う。

（委員）

今日の議論のスタート時点では、県が買い取るというイメージは全くなかったが、今日の議論で選択肢としては十分に想定できると思った。採算林と不採算林を分けて考える必要はないのではないかと意見があったが、地権者の判断次第だと思うので、不採算林であっても手もとに置きたいと思う地権者はいるはずで、それを県が無理やり買い取るわけにはいかないし、どういう風に経済的に活用するかは地権者の意向を尊重すべきなので、結果的には、採算林は地権者に返して、不採算林は県がもって県の責任で公益的機能を発揮させることになっていくのかなと思う。ただし、そのためには、県は今後も相当のコストを負担していかなければいけないので、それを県が許容できるのかという論点を忘れてはいけないのかなと思った。

（委員）

方向性に関しては、案2と案3の折衷案なのか、体制の在り方を整理したものなのかなと思う。採算林、不採算林という分け方をした場合であっても、採算林の中にも意欲のある地権者、意欲のない地権者がいて、不採算林の中にも意欲のある地権者、意欲のない地権者がいる。全部を細分化してマトリックスに検討するのは難しいと思うが、一度、想定しておいた方がいいのではないかなと思う。加えて、環境林に特化した管理団体なのか、土地の引き受けまでを想定するのかなど考えないといけないが、公的な森林環境譲与税があるので、環境林の部分については、県民の理解は得やすいのではないかな。公共投資として位置づけて、滋賀県の琵琶湖のためにという目的がある。説明していけば結果は伴うのではないかな対象森林の管理体制とその体制による管理をするとどうなるかシミュレーションをして、プラスのメリットを想定して、前向きな方向に考えてもいいのではないかな。

（議長）

地権者の意向を確認した方がいいのではないかなと思った。意欲があるのか、ないのかを含めて、こちらからこうやると言うて行うのもありかもしれないが、地権者がどう考えてどうしたいのかが大事だと思う。採算林であっても自分ではやろうと思わないからお任せしたい人もいるだろうし、何らかの形で土地の所有権を県や公社が取得するという形も検討の必要があるのではないかなと思った。どんな方針だとしても、すぐに実現というのは難しいと思うので、一定の時間をとった検討が必要だと思う。